

2009年1月8日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

地籍調査事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2008年12月19日付けで諮問（第362号）された地籍調査事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通

知を省略する合理的理由，目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

現在，法務局に備え付けられている公図及び登記簿の多くは，明治時代に行われた地租改正によって作成された資料を基にしているため，土地の現況と必ずしも一致しない場合がある。

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査事業は一筆ごとの土地について所有者や地番，地目の調査と境界，面積の測量を行い，その結果を地籍図，地籍簿として作成する事業である。作成された成果は国家座標で管理され，法務局へ送付する。

地籍調査事業により，土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地取引に関する円滑化が図られることや，災害時等の境界の復元が正確に出来るなどの効果がある。また，土地の正確な地積が測定されるため固定資産税について公平化が図れることになる。

地権者との立会時に使用する「地籍調査票」は「地籍調査票作成要領」（平成14年1月16日付け国土国第432号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づき作成することになっており，必ず一筆の土地に対してその土地毎の現在の所在，地番，地目，地積，所有者，及びその他現在の権利関係に係る項目を明記するものになっている。

地籍調査票の作成については，登記簿に基づいて各項目を地籍調査システムに入力する事務作業が生じることになる。地目，地積，住所，氏名に関しては登記簿に記載されている事項であり，これらの項目は国土調査法第2条第1項第3号に該当し国土調査として指定されれば，地籍調査作業規程準則第18条により土地課税台帳を用いて作成することが出来ることとなるものである。指定される予定が4月であり，事前に準備を行うため今回諮問することとなった。

本事業は個人の資産を正確に調査し，正確かつ迅速に作業することが求められることから，上記の内容について資産税課の課税台帳の情報を地籍調査システムに活用したく，条例第10条，第12条及び第18条の規定に基づき，藤沢市個人情報制度運営審議会に諮問することになったものである。

また，地籍調査は平成21度は300筆程度の調査を予定しているが，今後毎年調査を行っていくものであるため，併せて包括的に諮問するものである。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

ア 所在・地番，地目，地積，住所，氏名又は名称

平成21年度から本市で行う地籍調査事業については，本人立会のもと一

筆毎の境界を確定していくものである。その準備段階において、地籍調査作業規程準則第15条により地籍調査票を作成することとなっている。この際に必要な情報は所在・地番，地目，地積，住所，氏名又は名称である。これらの情報は登記簿に記載されている事項であり，登記簿を入手し入力することで目的は達成できるが，事務効率を考えると効率的とはいえない。そこで資産税課が所有する「土地課税台帳」の電子情報を地籍調査システムに一部利用したいと考えている。調査する際には最新の情報でなければならないことから，最新の登記簿を入手し確認していく。

なお，前述の通り，これらの項目は国土調査法第2条第1項第3号に該当し国土調査として指定されれば，地籍調査作業規程準則第18条により土地課税台帳を用いて作成することが出来ることとなるものである。

イ 納税通知書送付先住所

地籍調査作業規程準則第20条にあるとおり，地籍調査を行う者は土地の所有者等に立会等の通知をすることとなっている。立会の他説明会の通知等各種の通知文を郵送する際の送付先住所について，資産税課が所有する納税通知書送付先住所を利用してこれらの通知を送付したいと考えている。登記簿に記載されている住所は登記時点の住所であり変更している場合がある。また相続等が発生している場合は前の所有者の氏名，住所が記されていることがあり，必ずしも土地を管理している者の住所ではないことから，正確に通知するために送付先住所の利用をするものである。

(3) 個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に利用する個人情報は，今回利用するすべてに該当するが，その利用に当たっては，限られた期間内に多数の地権者に通知等を行わなければならない。しかし，通知すべき相手が多数であり，本人以外のものから収集し及び目的外に利用する管理情報の内容の重要度の度合いに比べて，通知する費用や事務量が過分に必要となり，本来業務である地籍調査事業の効率性が著しく損なわれることから，個別の通知は省略するものである。

なお，本来ならこの情報を目的外に利用することを事前に通知するところであるが，多数の地権者に限られた期間内に通知することは，本来業務の効率性を損ねることになるので事前の通知は省略とし，説明会等の通知を送付する際に送付先の住所については，資産税課の管理する土地課税台帳を目的外に利用したことについて明記する。

(4) コンピュータ処理の必要性について

資産税課から必要な抽出されたデータをCD-ROM等の電子媒体により収集し，

コンピュータに取り込む。

地籍調査の成果は国家座標を用いた土地の境界点，基準点等膨大な電子データをもとに作成された図面等でありこれを管理していくことは必要不可欠である。

また，地籍調査作業規程準則第89条第2項にあるとおり地籍調査が完了後も法務局からの異動登記済通知書により随時補正していくものであるが，これについても，土地の分合筆等異動処理を行う際にも国家座標による補正処理を行うため，効率性及び正確性を考えパソコンを利用していきたいと考えている。

その他，地籍調査には複数の帳票を作成しなければならず所在地，地積等は一度の入力で複数の帳票にデータを反映でき作業時間を短縮出来ると共に入力ミスの防止にもなる。

以上のことからコンピュータの利用は必要と考える。

(5) 安全対策

パソコン及び電子媒体等の管理については，次のとおり個人情報管理する。
ア 本業務において，測量については外部委託するものであるが，その際には条例第16条の規定を遵守する。

イ スタンドアローンで使用する為，外部からのアクセスはない。

ウ 職務に当たる担当職員（3人を予定）をID登録し，パスワードによって認証する。

エ 責任者を道路管理課長と定め，パソコンは，紛失等の事故が生じないようにワイヤーロックによって，また電子媒体に関しては施錠できるロッカー等に保管し盗難を防止する。

(6) 実施時期

平成21年3月1日以降

(7) 提出資料

- ア 国土調査法（抄）
- イ 地籍調査作業規定準則（抄）
- ウ 地籍調査票作成要領（抄）
- エ 地籍調査事業のスケジュール
- オ 地籍調査事業作業手順
- カ 個人情報取扱事務届出書（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

- (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性

について

ア 所在・地番，地目，地積，住所，氏名又は名称

平成21年度から本市で行う地籍調査事業については，本人立会のもと一筆毎の境界を確定していくものである。その準備段階において，地籍調査作業規程準則第15条により地籍調査票を作成することとなっている。この際に必要な情報は所在・地番，地目，地積，住所，氏名又は名称である。これらの情報は登記簿に記載されている事項であり，登記簿を入手し入力することで目的は達成できるが，事務効率を考えると効率的とはいえない。そこで，資産税課が所有する「土地課税台帳」の電子情報を地籍調査システムに一部利用する。実施機関では，調査する際には最新の情報でなければならないことから，最新の登記簿を入手し確認していくこととしている。

なお，前述の通り，これらの項目は国土調査法第2条第1項第3号に該当し国土調査として指定されれば，地籍調査作業規程準則第18条により土地課税台帳を用いて作成することが出来ることとなるものである。

イ 納税通知書送付先住所

地籍調査作業規程準則第20条にあるとおり，地籍調査を行う者は土地の所有者等に立会等の通知をすることとなっている。立会の他説明会の通知等各種の通知文を郵送する際の送付先住所について，資産税課が所有する納税通知書送付先住所を利用してこれらの通知を送付したいと考えている。登記簿に記載されている住所は登記時点の住所であり変更している場合がある。また相続等が発生している場合は前の所有者の氏名，住所が記されていることがあり，必ずしも土地を管理している者の住所ではないことから，正確に通知するために送付先住所の利用をするものである。

以上のことから判断すると，個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に利用する個人情報は，今回利用するすべてに該当するが，その利用に当たっては，限られた期間内に多数の地権者に通知等を行わなければならない。しかし，通知すべき相手が多数であり，本人以外のものから収集し及び目的外に利用する管理情報の内容の重要度の度合いに比べて，通知する費用や事務量が過分に必要となり，本来業務である地籍調査事業の効率性が著しく損なわれる。

実施機関では，多数の地権者に限られた期間内に通知することは，本来業務の効率性を損ねることになるので事前の通知は省略とし，説明会等の通知を送付する際に送付先の住所については，資産税課の管理する土地課税台帳を目的

外に利用したことについて明記することとしている。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

資産税課から必要な抽出されたデータをCD-ROM等の電子媒体により収集し、コンピュータに取り込む。

地籍調査の成果は国家座標を用いた土地の境界点、基準点等膨大な電子データをもとに作成された図面等でありこれを管理していくことは必要不可欠である。

また、地籍調査作業規程準則第89条第2項にあるとおり地籍調査が完了後も法務局からの異動登記済通知書により随時補正していくものであるが、これについても、土地の分合筆等異動処理を行う際にも国家座標による補正処理を行うため、効率性及び正確性を考えパソコンを利用していく。

その他、地籍調査には複数の帳票を作成しなければならず所在地、地積等は一度の入力で複数の帳票にデータを反映でき作業時間を短縮出来ると共に入力ミスの防止にもなる。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理する必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

パソコン及び電子媒体等の管理については、次のとおり個人情報を管理する。

- (ア) 本業務において、測量については外部委託するものであるが、その際には条例第16条の規定を遵守する。
- (イ) スタンドアローンで使用する為、外部からのアクセスはない。
- (ウ) 職務に当たる担当職員（3人を予定）をID登録し、パスワードによって認証する。
- (エ) 責任者を道路管理課長と定め、パソコンは、紛失等の事故が生じないようワイヤーロックによって、また電子媒体に関しては施錠できるロッカー等に保管し盗難を防止する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上